

## 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい職場環境を作ることにより、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定します。

### 1. 計画期間

平成27年 6月 1日～平成32年 5月31日までの5年間

### 2. 内容

#### 目標

○社員が育児休業を取得しやすい様にする

- ・育児休業中に、会社の状況や業界の動向等の情報を、2～3ヶ月に一度定期的に情報提供等実施して、職場復帰しやすい様な環境を作る。
- ・出産を控える社員に対して、産前休業に入る前に妊娠中及び出産後等の国及び会社の制度内容を説明する機会を作る。

#### 具体策

- ・平成27年 6月～  
育児休業法と現状の規定の確認、どの目標が当社に適しているかを部課長会で検討する
- ・平成28年 1月～  
検討の結果、どの目標が当社に適しているかどうか最終検討のうえ単独、あるいは複数の制度を導入する。
- ・平成29年 1月～  
店舗責任者に対し規定を通じて育児休業法の説明会を開催する。
- ・～平成32年5月  
最終的にどのプランを会社の恒久的な制度として残すか検討する。